

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			単位数	算定単位
種類	項目						
A6	1111	現行相当通所型サービス 1	通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,672単位	1672	1月につき
A6	1121	現行相当通所型サービス 2		事業対象者・要支援2	3,428単位	3428	
A6	8110	現行相当通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		
A6	6109	現行相当通所型サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240	
A6	6105	現行相当通所型サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物に居住する者または同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376	
A6	6106	現行相当通所型サービス同一建物減算 2		事業対象者・要支援2	752単位減算	-752	
A6	5010	現行相当通所型サービス生活向上グループ活動加算	生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100	
A6	5002	現行相当通所型サービス運動器機能向上加算	運動器機能向上加算		225単位加算	225	
A6	6116	現行相当通所型サービス栄養アセスメント加算	栄養アセスメント加算		50単位加算	50	
A6	5003	現行相当通所型サービス栄養改善加算	栄養改善加算		200単位加算	200	
A6	5004	現行相当通所型サービス口腔機能向上加算一	口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算 (Ⅰ)	150単位加算	150	
A6	5011	現行相当通所型サービス口腔機能向上加算二		(2) 口腔機能向上加算 (Ⅱ)	160単位加算	160	
A6	5006	現行相当通所型サービス複数サービス実施加算一 1	選択的サービス 複数実施加算		運動器機能向上および栄養改善	480単位加算	
A6	5007	現行相当通所型複数サービス実施加算一 2		選択的サービス複数実施加算 (Ⅰ)	運動器機能向上および口腔機能向上	480単位加算	
A6	5008	現行相当通所型複数サービス実施加算一 3			栄養改善および口腔機能向上	480単位加算	
A6	5009	現行相当通所型サービス複数サービス実施加算二		選択的サービス複数実施加算 (Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善および口腔機能向上	700単位加算	
A6	5005	現行相当通所型サービス事業所評価加算	事業所評価加算		120単位加算	120	
A6	6011	現行相当通所型サービス提供体制加算一 1	サービス提供体制 強化加算	(1) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位加算	
A6	6012	現行相当通所型サービス提供体制加算一 2			事業対象者・要支援2	176単位加算	
A6	6107	現行相当通所型サービス提供体制加算二 1		(2) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位加算	
A6	6108	現行相当通所型サービス提供体制加算二 2			事業対象者・要支援2	144単位加算	
A6	6103	現行相当通所型サービス提供体制加算三 1		(3) サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位加算	
A6	6104	現行相当通所型サービス提供体制加算三 2			事業対象者・要支援2	48単位加算	
A6	4001	現行相当通所型サービス生活機能向上連携加算一	生活機能向上連携加算	生活機能向上連携加算 (Ⅰ) (3月に1回を限度)		100単位加算	
A6	4002	現行相当通所型サービス生活機能向上連携加算二 1		(1) 生活機能向上連携加算 (Ⅰ)		200単位加算	
A6	4003	現行相当通所型サービス生活機能向上連携加算二 2		(2) 生活機能向上連携加算 (Ⅱ) 運動器機能向上加算を算定している場合		100単位加算	
A6	6200	現行相当通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算一	口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅰ) (6月に1回を限度)		20単位加算	1回につき
A6	6201	現行相当通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算二		(2) 口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅱ) (6月に1回を限度)		5単位加算	
A6	6311	現行相当通所型サービス科学的介護推進体制加算	科学的介護推進体制加算		40単位加算	40	1月につき

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			単位数	算定単位	
種類	項目							
A6	6100	現行相当通所型サービス処遇改善加算一	介護職員 処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 59/1000 加算		1 月につ き	
A6	6110	現行相当通所型サービス処遇改善加算二		(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 43/1000 加算			
A6	6111	現行相当通所型サービス処遇改善加算三		(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の 23/1000 加算			
A6	6118	現行相当通所型サービス特定処遇改善加算 1	介護職員等特定処遇改 善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 12/1000 加算			
A6	6119	現行相当通所型サービス特定処遇改善加算 2		(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 10/1000 加算			
A6	6114	現行相当通所型サービスベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の 11/1000 加算		
A6	8001	現行相当通所型サービス 1 ・定超	通所型サービス費 （独自）	事業対象者・要支援1 1,672単位	定員超過の場合×70%	1170		
A6	8011	現行相当通所型サービス 2 ・定超		事業対象者・要支援2 3,428単位		2400		
A6	9001	現行相当通所型サービス 1 ・人欠	通所型サービス費 （独自）	事業対象者・要支援1 1,672単位	看護・介護職員が欠員の場合×70%	1170		
A6	9011	現行相当通所型サービス 2 ・人欠		事業対象者・要支援2 3,428単位		2400		
A6	1112	現行相当通所型サービス 1 日割	通所型サービス費 （独自）	事業対象者・要支援1 55単位	55単位	55	1 日につ き	
A6	1122	現行相当通所型サービス 2 日割		事業対象者・要支援2 113単位	113単位	113		
A6	8002	現行相当通所型サービス 1 日割・定超		事業対象者・要支援1 55単位	定員超過の場合×70%	39		
A6	8012	現行相当通所型サービス 2 日割・定超		事業対象者・要支援2 113単位		79		
A6	9002	現行相当通所型サービス 1 日割・人欠		事業対象者・要支援1 55単位	看護・介護職員が欠員の場合×70%	39		
A6	9012	現行相当通所型サービス 2 日割・人欠		事業対象者・要支援2 113単位		79		
A6	8111	現行相当通所型サービス中山間地域等加算日割		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算				所定単位数の 5% 加算

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				単位数	算定単位
種類	項目					給付率		
A7	1001	通所型サービスAー1（基本サービス／1割負担）	通所型サービスA （基本サービス）	1回294単位 要支援1：週1回まで 要支援2：週2回まで 事業対象者：原則要支援1と同じ扱い ※例外事項により要支援2程度と判断された場合は要支援2と同じ扱い	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（基本サービス）を利用（1割負担の利用者が利用する場合に使用）	90%	294	1日につき
A7	1002	通所型サービスAー2（基本サービス／2割負担）			介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（基本サービス）を利用（2割負担の利用者が利用する場合に使用）	80%	294	
A7	1003	通所型サービスAー3（基本サービス／3割負担）			介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（基本サービス）を利用（3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用）	70%	294	
A7	1201	通所型サービスAー4（基本サービス／4割負担）			介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（基本サービス）を利用（3割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用）	60%	294	
A7	1004	通所型サービスA二1（追加サービス1／1割負担）	通所型サービスA （追加サービス1）	1回314単位 要支援1：週1回まで 要支援2：週2回まで 事業対象者：原則要支援1と同じ扱い ※例外事項により要支援2程度と判断された場合は要支援2と同じ扱い	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービスの利用者で入浴または送迎サービスを追加（1割負担の利用者が利用する場合に使用）	90%	314	1日につき
A7	1005	通所型サービスA二2（追加サービス1／2割負担）			介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービスの利用者で入浴または送迎サービスを追加（2割負担の利用者が利用する場合に使用）	80%	314	
A7	1006	通所型サービスA二3（追加サービス1／3割負担）			介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービスの利用者で入浴または送迎サービスを追加（3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用）	70%	314	
A7	1211	通所型サービスA二4（追加サービス1／4割負担）			介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービスの利用者で入浴または送迎サービスを追加（3割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用）	60%	314	
A7	1007	通所型サービスA三1（追加サービス2／1割負担）	通所型サービスA （追加サービス2）	1回334単位 要支援1：週1回まで 要支援2：週2回まで 事業対象者：原則要支援1と同じ扱い ※例外事項により要支援2程度と判断された場合は要支援2と同じ扱い	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービスの利用者で入浴及び送迎サービスを追加（1割負担の利用者が利用する場合に使用）	90%	334	1日につき
A7	1008	通所型サービスA三2（追加サービス2／2割負担）			介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービスの利用者で入浴及び送迎サービスを追加（2割負担の利用者が利用する場合に使用）	80%	334	
A7	1009	通所型サービスA三3（追加サービス2／3割負担）			介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービスの利用者で入浴及び送迎サービスを追加（3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用）	70%	334	
A7	1221	通所型サービスA三4（追加サービス2／4割負担）			介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービスの利用者で入浴及び送迎サービスを追加（3割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用）	60%	334	
A7	1601	通所型サービスC（1割負担）	通所型サービスC（短期集中予防サービス）	1回 550単位 週1回 3ヶ月1クール （1クール最大12回まで）	指定事業所が提供する短期集中予防サービス（通所型）を利用（1割負担の利用者が利用する場合に使用）	90%	550	1日につき
A7	1602	通所型サービスC（2割負担）			指定事業所が提供する短期集中予防サービス（通所型）を利用（2割負担の利用者が利用する場合に使用）	80%	550	
A7	1603	通所型サービスC（3割負担）			指定事業所が提供する短期集中予防サービス（通所型）を利用（3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用）	70%	550	
A7	1604	通所型サービスC（4割負担）			指定事業所が提供する短期集中予防サービス（通所型）を利用（3割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用）	60%	550	

サービスコード		サービス内容略称	算定項目					単位数	算定単位
種類	項目						給付率		
A7	1010	通所型サービスA－1 処遇改善加算－ （基本サービス／1 割負担）	通所型サービスA （基本サービス） 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（基本サービス） に対する処遇改善加算Ⅰ：1 割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 59/1000加算	90%	17	1日につき
A7	1011	通所型サービスA－1 処遇改善加算二 （基本サービス／1 割負担）		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（基本サービス） に対する処遇改善加算Ⅱ：1 割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 43/1000加算	90%	12	
A7	1012	通所型サービスA－1 処遇改善加算三 （基本サービス／1 割負担）		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（基本サービス） に対する処遇改善加算Ⅲ：1 割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 23/1000加算	90%	6	
A7	2011	通所型サービスA－1 特定処遇改善加算 1 （基本サービス／1 割負担）	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の 12/1000加算	90%	3	1日につき
A7	2012	通所型サービスA－1 特定処遇改善加算 2 （基本サービス／1 割負担）		(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の 10/1000加算	90%	2	
A7	3011	通所型サービスA－1 ベースアップ等支援加算 （基本サービス／1 割負担）	介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の 11/1000加算	90%	3	1日につき
A7	1015	通所型サービスA－2 処遇改善加算－ （基本サービス／2 割負担）	通所型サービスA （基本サービス） 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（基本サービス） に対する処遇改善加算Ⅰ：2 割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 59/1000加算	80%	17	1日につき
A7	1016	通所型サービスA－2 処遇改善加算二 （基本サービス／2 割負担）		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（基本サービス） に対する処遇改善加算Ⅱ：2 割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 43/1000加算	80%	12	
A7	1017	通所型サービスA－2 処遇改善加算三 （基本サービス／2 割負担）		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（基本サービス） に対する処遇改善加算Ⅲ：2 割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 23/1000加算	80%	6	
A7	2021	通所型サービスA－2 特定処遇改善加算 1 （基本サービス／2 割負担）	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の 12/1000加算	80%	3	1日につき
A7	2022	通所型サービスA－2 特定処遇改善加算 2 （基本サービス／2 割負担）		(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の 10/1000加算	80%	2	
A7	3021	通所型サービスA－2 ベースアップ等支援加算 （基本サービス／2 割負担）	介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の 11/1000加算	80%	3	1日につき
A7	1020	通所型サービスA－3 処遇改善加算－ （基本サービス／3 割負担）	通所型サービスA （基本サービス） 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（基本サービス） に対する処遇改善加算Ⅰ：3 割負担の利用者及び1 割及び2 割負担の利用者が 給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の 59/1000加算	70%	17	1日につき
A7	1021	通所型サービスA－3 処遇改善加算二 （基本サービス／3 割負担）		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（基本サービス） に対する処遇改善加算Ⅱ：3 割負担の利用者及び1 割及び2 割負担の利用者が 給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の 43/1000加算	70%	12	
A7	1022	通所型サービスA－3 処遇改善加算三 （基本サービス／3 割負担）		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（基本サービス） に対する処遇改善加算Ⅲ：3 割負担の利用者及び1 割及び2 割負担の利用者が 給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の 23/1000加算	70%	6	
A7	2031	通所型サービスA－3 特定処遇改善加算 1 （基本サービス／3 割負担）	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の 12/1000加算	70%	3	1日につき
A7	2032	通所型サービスA－3 特定処遇改善加算 2 （基本サービス／3 割負担）		(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の 10/1000加算	70%	2	
A7	3031	通所型サービスA－3 ベースアップ等支援加算 （基本サービス／3 割負担）	介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の 11/1000加算	70%	3	1日につき

志摩市総合事業サービスコード

志摩市独自基準通所型サービス(志摩市総合事業　基準緩和型通所サービス指定事業者用)

令和５年４月

サービスコード		サービス内容略称	算定項目					単位数	算定単位
種類	項目								
A7	1301	通所型サービスＡ－４ 処遇改善加算－ （基本サービス／４割負担）	通所型サービスＡ （基本サービス） 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（基本サービス） に対する処遇改善加算Ⅰ：４割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の 59/1000加算	60%	17	１日につき
A7	1311	通所型サービスＡ－４ 処遇改善加算二 （基本サービス／４割負担）		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（基本サービス） に対する処遇改善加算Ⅱ：４割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の 43/1000加算	60%	12	
A7	1321	通所型サービスＡ－４ 処遇改善加算三 （基本サービス／４割負担）		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（基本サービス） に対する処遇改善加算Ⅲ：４割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の 23/1000加算	60%	6	
A7	2041	通所型サービスＡ－４ 特定処遇改善加算 1 （基本サービス／４割負担）	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の 12/1000加算	60%	3	１日につき
A7	2042	通所型サービスＡ－４ 特定処遇改善加算 2 （基本サービス／４割負担）		(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の 10/1000加算	60%	2	
A7	3041	通所型サービスＡ－４ ベースアップ等支援加算 （基本サービス／４割負担）	介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の 11/1000加算	60%	3	１日につき
A7	1025	通所型サービスＡ二 1 処遇改善加算－ （追加サービス 1／1 割負担）	通所型サービスＡ （追加サービス 1） 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（追加サービス 1）に対する処遇改善加算Ⅰ：１割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 59/1000加算	90%	18	１日につき
A7	1026	通所型サービスＡ二 1 処遇改善加算二 （追加サービス 1／1 割負担）		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（追加サービス 1）に対する処遇改善加算Ⅱ：１割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 43/1000加算	90%	13	
A7	1027	通所型サービスＡ二 1 処遇改善加算三 （追加サービス 1／1 割負担）		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（追加サービス 1）に対する処遇改善加算Ⅲ：１割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 23/1000加算	90%	7	
A7	2211	通所型サービスＡ二 1 特定処遇改善加算Ⅰ （追加サービス 1／1 割負担）	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の 12/1000 加算	90%	3	１日につき
A7	2212	通所型サービスＡ二 1 特定処遇改善加算Ⅱ （追加サービス 1／1 割負担）		(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の 10/1000 加算	90%	2	
A7	3211	通所型サービスＡ二 1 ベースアップ等支援加算 （追加サービス 1／1 割負担）	介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の 11/1000 加算	90%	3	１日につき
A7	1030	通所型サービスＡ二 2 処遇改善加算－ （追加サービス 1／2 割負担）	通所型サービスＡ （追加サービス 1） 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（追加サービス 1）に対する処遇改善加算Ⅰ：２割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 59/1000加算	80%	18	１日につき
A7	1031	通所型サービスＡ二 2 処遇改善加算二 （追加サービス 1／2 割負担）		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（追加サービス 1）に対する処遇改善加算Ⅱ：２割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 43/1000加算	80%	13	
A7	1032	通所型サービスＡ二 2 処遇改善加算三 （追加サービス 1／2 割負担）		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（追加サービス 1）に対する処遇改善加算Ⅲ：２割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 23/1000加算	80%	7	
A7	2221	通所型サービスＡ二 2 特定処遇改善加算Ⅰ （追加サービス 1／2 割負担）	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の 12/1000加算	80%	3	１日につき
A7	2222	通所型サービスＡ二 2 特定処遇改善加算Ⅱ （追加サービス 1／2 割負担）		(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の 10/1000加算	80%	2	
A7	3221	通所型サービスＡ二 2 ベースアップ等支援加算 （追加サービス 1／2 割負担）	介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の 11/1000加算	80%	3	１日につき

サービスコード		サービス内容略称	算定項目					単位数	算定単位
種類	項目								
A7	1035	通所型サービスAニ3 処遇改善加算一 （追加サービス1ノ3割負担）	通所型サービスA （追加サービス1） 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（追加サービス1）に対する処遇改善加算Ⅰ：3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の59/1000加算	70%	18	1日につき
A7	1036	通所型サービスAニ3 処遇改善加算二 （追加サービス1ノ3割負担）		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（追加サービス1）に対する処遇改善加算Ⅱ：3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の43/1000加算	70%	13	
A7	1037	通所型サービスAニ3 処遇改善加算三 （追加サービス1ノ3割負担）		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（追加サービス1）に対する処遇改善加算Ⅲ：3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の23/1000加算	70%	7	
A7	2231	通所型サービスAニ3 特定処遇改善加算Ⅰ （追加サービス1ノ3割負担）	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の12/1000加算	70%	3	1日につき
A7	2232	通所型サービスAニ3 特定処遇改善加算Ⅱ （追加サービス1ノ3割負担）		(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の10/1000加算	70%	2	
A7	3231	通所型サービスAニ3 ベースアップ等支援加算 （追加サービス1ノ3割負担）	介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の11/1000加算	70%	3	1日につき
A7	1401	通所型サービスAニ4 処遇改善加算一 （追加サービス1ノ4割負担）	通所型サービスA （追加サービス1） 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（追加サービス1）に対する処遇改善加算Ⅰ：4割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の59/1000加算	60%	18	1日につき
A7	1411	通所型サービスAニ4 処遇改善加算二 （追加サービス1ノ4割負担）		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（追加サービス1）に対する処遇改善加算Ⅱ：4割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の43/1000加算	60%	13	
A7	1421	通所型サービスAニ4 処遇改善加算三 （追加サービス1ノ4割負担）		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（追加サービス1）に対する処遇改善加算Ⅲ：4割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の23/1000加算	60%	7	
A7	2241	通所型サービスAニ4 特定処遇改善加算Ⅰ （追加サービス1ノ4割負担）	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の12/1000加算	60%	3	1日につき
A7	2242	通所型サービスAニ4 特定処遇改善加算Ⅱ （追加サービス1ノ4割負担）		(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の10/1000加算	60%	2	
A7	3241	通所型サービスAニ4 ベースアップ等支援加算 （追加サービス1ノ4割負担）	介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の11/1000加算	60%	3	1日につき
A7	1040	通所型サービスAニ1 処遇改善加算一 （追加サービス2ノ1割負担）	通所型サービスA （追加サービス2） 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（追加サービス2）に対する処遇改善加算Ⅰ：1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の59/1000加算	90%	19	1日につき
A7	1041	通所型サービスAニ1 処遇改善加算二 （追加サービス2ノ1割負担）		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（追加サービス2）に対する処遇改善加算Ⅱ：1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の43/1000加算	90%	14	
A7	1042	通所型サービスAニ1 処遇改善加算三 （追加サービス2ノ1割負担）		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（追加サービス2）に対する処遇改善加算Ⅲ：1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の23/1000加算	90%	7	
A7	2311	通所型サービスAニ1 特定処遇改善加算Ⅰ （追加サービス2ノ1割負担）	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の12/1000加算	90%	3	1日につき
A7	2312	通所型サービスAニ1 特定処遇改善加算Ⅱ （追加サービス2ノ1割負担）		(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の10/1000加算	90%	3	
A7	3311	通所型サービスAニ1 ベースアップ等支援加算 （追加サービス2ノ1割負担）	介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の11/1000加算	90%	3	1日につき

サービスコード		サービス内容略称	算定項目					単位数	算定単位
種類	項目								
A7	1045	通所型サービス A Ⅲ 2 処遇改善加算一 (追加サービス 2 / 2 割負担)	通所型サービス A (追加サービス 2) 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算 (Ⅰ)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス (追加サービス 2) に対する処遇改善加算 Ⅰ : 2 割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 59/1000加算	80%	19	1日につき
A7	1046	通所型サービス A Ⅲ 2 処遇改善加算二 (追加サービス 2 / 2 割負担)		(2) 処遇改善加算 (Ⅱ)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス (追加サービス 2) に対する処遇改善加算 Ⅱ : 2 割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 43/1000加算	80%	14	
A7	1047	通所型サービス A Ⅲ 2 処遇改善加算三 (追加サービス 2 / 2 割負担)		(3) 処遇改善加算 (Ⅲ)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス (追加サービス 2) に対する処遇改善加算 Ⅲ : 2 割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 23/1000加算	80%	7	
A7	2321	通所型サービス A Ⅲ 2 特定処遇改善加算 Ⅰ (追加サービス 2 / 2 割負担)	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ)		所定単位数の 12/1000加算	80%	3	1日につき
A7	2322	通所型サービス A Ⅲ 2 特定処遇改善加算 Ⅱ (追加サービス 2 / 2 割負担)		(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ)		所定単位数の 10/1000加算	80%	3	
A7	3321	通所型サービス A Ⅲ 2 ベースアップ等支援加算 (追加サービス 2 / 2 割負担)	介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の 11/1000加算	80%	3	1日につき
A7	1050	通所型サービス A Ⅲ 3 処遇改善加算一 (追加サービス 2 / 3 割負担)	通所型サービス A (追加サービス 2) 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算 (Ⅰ)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス (追加サービス 2) に対する処遇改善加算 Ⅰ : 3 割負担の利用者及び 1 割及び 2 割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の 59/1000加算	70%	19	1日につき
A7	1051	通所型サービス A Ⅲ 3 処遇改善加算二 (追加サービス 2 / 3 割負担)		(2) 処遇改善加算 (Ⅱ)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス (追加サービス 2) に対する処遇改善加算 Ⅱ : 3 割負担の利用者及び 1 割及び 2 割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の 43/1000加算	70%	14	
A7	1052	通所型サービス A Ⅲ 3 処遇改善加算三 (追加サービス 2 / 3 割負担)		(3) 処遇改善加算 (Ⅲ)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス (追加サービス 2) に対する処遇改善加算 Ⅲ : 3 割負担の利用者及び 1 割及び 2 割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の 23/1000加算	70%	7	
A7	2331	通所型サービス A Ⅲ 3 特定処遇改善加算 Ⅰ (追加サービス 2 / 3 割負担)	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ)		所定単位数の 12/1000加算	70%	3	1日につき
A7	2332	通所型サービス A Ⅲ 3 特定処遇改善加算 Ⅱ (追加サービス 2 / 3 割負担)		(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ)		所定単位数の 10/1000加算	70%	3	
A7	3331	通所型サービス A Ⅲ 3 ベースアップ等支援加算 (追加サービス 2 / 3 割負担)	介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の 11/1000加算	70%	3	1日につき
A7	1501	通所型サービス A Ⅲ 4 処遇改善加算一 (追加サービス 2 / 4 割負担)	通所型サービス A (追加サービス 2) 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算 (Ⅰ)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス (追加サービス 2) に対する処遇改善加算 Ⅰ : 4 割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の 59/1000加算	60%	19	1日につき
A7	1511	通所型サービス A Ⅲ 4 処遇改善加算二 (追加サービス 2 / 4 割負担)		(2) 処遇改善加算 (Ⅱ)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス (追加サービス 2) に対する処遇改善加算 Ⅱ : 4 割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の 43/1000加算	60%	14	
A7	1521	通所型サービス A Ⅲ 4 処遇改善加算三 (追加サービス 2 / 4 割負担)		(3) 処遇改善加算 (Ⅲ)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス (追加サービス 2) に対する処遇改善加算 Ⅲ : 4 割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の 23/1000加算	60%	7	
A7	2341	通所型サービス A Ⅲ 4 特定処遇改善加算 Ⅰ (追加サービス 2 / 4 割負担)	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ)		所定単位数の 12/1000加算	60%	3	1日につき
A7	2342	通所型サービス A Ⅲ 4 特定処遇改善加算 Ⅱ (追加サービス 2 / 4 割負担)		(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ)		所定単位数の 10/1000加算	60%	3	
A7	3341	通所型サービス A Ⅲ 4 ベースアップ等支援加算 (追加サービス 2 / 4 割負担)	介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の 11/1000加算	60%	3	1日につき